

パブリックコメントの結果公表

- ・ 政策等の名称

第 7 期成田市障がい福祉計画・第 3 期成田市障がい児福祉計画

- ・ 意見の募集期間

令和 5 年 12 月 15 日から令和 6 年 1 月 15 日

- ・ 意見等の件数

1 件（1 人）

- ・ 担当課

障がい者福祉課（電話 0476-20-1539 FAX 0476-24-2367）

第7期成田市障がい福祉計画・第3期成田市障がい児福祉計画（素案）について提出された意見と市の考え方

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
1	29 ページ（2）障がい者の社会参加の促進 79 ページ整備方針と計画値 29 ページに「障がいのある人の文化芸術活動の推進のため、新たに市内で作品展を開催する機会を設けることや…（以下略）」との記載があり、また、79 ページにも「障がいのある人による作品展を開催するなど…（以下略）」との記載がある。 これらの内容をより具体化する意味でも、79 ページ計画値 区分「理解促進研修・啓発事業実施の有無」において「文化芸術活動の作品展示」を追加し「理解促進研修・啓発事業・文化芸術活動の作品展示の有無」と記載してはどうか。 作品展示が計画値に記載されることで具体的になり、より一層、障がいのある方の文化芸術の機会が促進され、それを観覧される市民の方が多様な文化芸術に触れる機会も増加し、ひいては障がいの理解促進・啓発や共生社会の促進に繋がるのではないかと考える。	整備方針において「障がいのある人がスポーツ活動・文化芸術活動等に参加する機会の拡大を図る」としていることから、その具体化として、計画値の表中、「区分」に「パラスポーツ体験イベント・障がいのある人の作品展等」を追記し、毎年度の開催を目標とすることとします。